

令和5年3月6日

各事業主 殿

丸全昭和運輸健康保険組合

被扶養者資格確認調査（検認）の結果について

日頃より健康保険組合の事業運営にご協力賜りありがとうございます。
当健康保険組合では、厚生労働省の通達により、被扶養者の公正かつ適正な認定のため、標記の調査を実施しております。

今年度は、令和4年9月に、対象となる被扶養者の被保険者宛てに調査票を配布し、収入状況等の確認書類について10月末を期限とし提出していただきました。

その後確認作業を進めて参りましたが、一部の未提出者や不足書類の回収に時間を要し、令和5年2月にて完了となりました。

対象となりました皆さま、事業所の担当者さまには、調査へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

調査の結果、喪失となった理由としましては、

- ・就職して被保険者資格を取得していた（未届）
 - ・収入額が、基準額を超過していた
 - ・自営業の方
 - ・学校卒業後就職をしていない18歳以上の稼働年齢の方
- 等になります。

上記理由の通り、就職や収入基準を超えたことなどにより、被扶養者の認定要件を満たさなくなった場合は、「被扶養者（異動）届」を用いて、資格削除の届出を速やかにご提出頂きますようお願いいたします。

資格を満たさなくなった以降に発生した療養費につきましては、請求させて頂くことになりますのでご注意ください。

令和5年度も同様に調査を実施いたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

以 上